

川本町林地残材搬出に伴う自伐林家等支援事業 (緑のこだま事業)

林地残材の搬出に対し助成します。

川本町の森林の現状

川本町では毎年約50~70ha程度間伐していますが手入れ不足の山林がたくさんあります。

なぜ手入れ不足なの？なぜ放置されているの？

森林所有者の高齢化等や長引く木材価格の低迷が続いています。
また、細い木や曲がった木は搬出すると採算が合わないためその場に放置されています。

緑のこだま事業とは？

町内の山林を健全な状態に整備し、林地残材をバイオマスエネルギーとして温泉の熱源等に有効活用することを目的として、地域住民による林地残材の出荷に対し支援を行い町内の活性化を図ろうとする制度です。

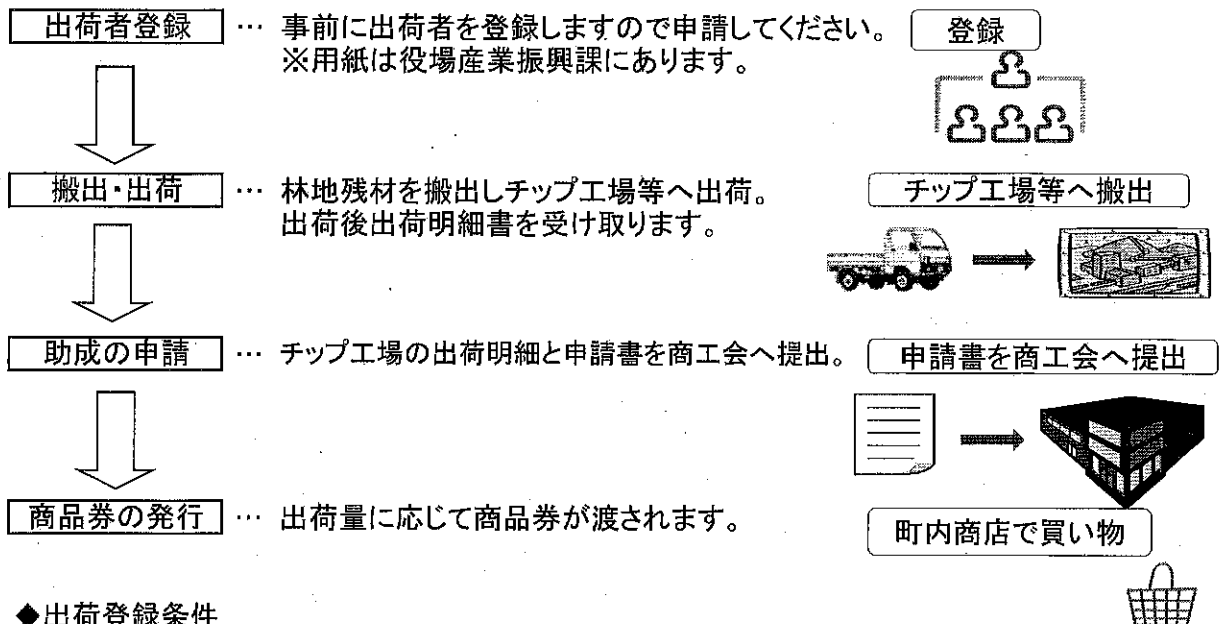
◆助成の内容

○林地残材の搬出に対する助成

スギ・ヒノキの林地残材を含む間伐材をチップ工場等へ搬出した場合、1tあたり3,000円の商品券(川本町商工会商品券)を助成します。

※出荷先は邑智郡森林組合(因原)及び須佐チップ工業有限会社(日向)です。

◆助成を受けるまでの流れ



◆出荷登録条件

- ・川本町民または町内に山林を所有している方
- ・個人登録を基本とします。(グループでの出荷も可能ですが個人ごとの登録となります)
- ・出荷する林地残材は、町内の山林で伐採されたスギ・ヒノキを含む間伐材です。
- ・自己所有の山林でなくても所有者から委任を受けた山林からの出荷も可能です。

※事業の詳細については裏面をご覧ください。

お問い合わせ先

川本町役場 産業振興課 Tel:72-0636

令和4年度 川本町林地残材搬出に伴う自伐林家等支援事業（緑のこだま事業）

長引く木材価格の低迷により、手入れ不足で間伐遅れの山林が沢山あります。

目の前に広がる緑の森林、先人が私たちのために残してくれた財産を有効に活用しなければなりません。

「緑のこだま事業」では、山林を健全な状態に整備し、林地残材をバイオマスエネルギーとして温泉の熱源に有効に活用することを目的として、林地残材（スギ・ヒノキ）の出荷に対して、買い取りを行い、併せて川本町内で利用できる「商工会商品券」（3,000円分/t）を助成することで、地域の活性化を図ろうとする制度です。

■事業内容・買取価格/規格/支払い方法等について

1. 樹種	スギ・ヒノキの林地残材を含む間伐材
2. 買取価格 + 助成金額	1トンあたり3,000円以上 (間伐材の買い取りに上乗せして川本町商工会商品券3,000円分をお渡しします。)
3. 規格	①一年以内に伐採した木（根っこは不可、腐食材は除く） ②長さ50cm以上 ③末口6cm以上 ④枝払いしてツノや枝葉がついていないようにする
4. 集積場	川本町因原 邑智郡森林組合事務所横 : 川本町川本 須佐チップ工業(有) *邑智郡森林組合については中野のチップ工場へ直接持って行くことも可能です。
5. 計量方法	計量器で測ります。(軽トラックに積んだまま測れます。)→須佐チップ工業 *邑智郡森林組合については、因原の集積場から邑南町中野のチップ工場に運び計量するので計量伝票は後日郵送されます。
6. 集荷日時	実施期間：令和4年4月1日（金）～令和5年2月24日（金） ① 平日（午前8時から午後5時まで） ② 休日の出荷可能日（午前8時から午後5時まで） 第1・第3土曜日 *日曜日と祝日、第2・4土曜日は出荷できませんのでご注意ください。
7. 交付方法	随時交付しますので、出荷された林地残材が累積1トンになれば、森林組合、須佐チップ工業(有)で受け取られた計量伝票をご持参下さい。
8. 交付場所	現金（指定金融機関へ振り込み） 邑智郡森林組合、須佐チップ工業(有) 商品券 川本町商工会
9. 出荷登録	① <u>出荷者は事前登録が必要です。</u> ② 川本町民または町内に山林を所有している方。 ③ 登録は個人に限ります。(グループでの出荷も可能ですが個人ごとの登録となります。) ④ 出荷する間伐材及び林地残材は、町内の山林で伐採された木材に限ります。 ⑤ 登録申請は、役場産業振興課（TEL 72-0636）へお問い合わせ下さい。
10. 安全管理 技術講習会他	林業担い手育成支援研修会開催予定
11. 注意事項	① 道路交通法を順守しましょう。(過積載や、はみ出し積載等にご注意) ② 目標出荷量50トン

●チップ材の一部は、弥山荘の燃料として使用します。

■事業内容問い合わせ先 川本町役場 産業振興課 TEL 72-0636